

# 京都府最低賃金が時間額 937 円に

—京都府最低賃金審議会が 28 円引上げの答申—

令和 3 年 8 月 5 日、京都府最低賃金審議会（会長 佐藤卓利立命館大学経済学部特任教授）は、京都府最低賃金（現行時間額 909 円）を 28 円引上げ 937 円にすることが適当であると京都労働局長（金刺義行）に答申しました。

令和 2 年、京都府最低賃金の引上げ額は 0 円であり、今回の答申は 2 年ぶりの引上げとなるとともに、京都府最低賃金を時間額で定めることになった平成 14 年度以降で最大の引上げ額となりました。

改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和 3 年 10 月 1 日に発効する予定です。

なお、答申には最低賃金引上げにより、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じること等を求める旨の附帯決議が盛り込まれています。



京都労働局長  
金刺 義行 殿

京都地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 卓利



令和3年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月20日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和3年度 京都府最低賃金の改正決定について、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活の影響、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況、今後の感染症の不透明さが昨年度から継続している中審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、京都府は他の都道府県よりも突出して、非正規労働者等が地域経済の中核として多くの生産財やサービスを提供し、その多くの雇用を支えている中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けている状況にあり、これらの地域企業が今後も継続して事業活動を行うことは地域経済にとって不可欠である。

これら中小企業・小規模事業者が、引き続き最低賃金の大幅な引上げを行っていくためには、これまで以上の総合的で抜本的な経営力強化に向けた実効性のある支援と施策が絶対的に必要である。

現在設けられている、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者の現場の声が求める「抜本的で実効性のある支援」というには極めて不十分であり、特にサービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資を求めるなど、最低賃金引上げの原資の抛出が厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない現状を認識し、最低賃金引上げと同時に少なくとも1年間、生産性向上の設備投資を要件としない助成金制度を創出するなどの対応を行うべきである。

また、現在、雇用調整助成金等により労働者の雇用を守りつつ事業を継続している事業者等が、京都府最低賃金の改正で労働者の雇用を断念することのないよう、雇用調整助成金その他の助成金制度について、より柔軟で容易に手続きが進められること等、現場が積極的に使える制度となるよう速やかに制度の拡充、改善、周知、必要な予算の確保を行う等、あらゆる支援策を講じて行くことが必要である。

併せて、中小企業・小規模事業者への公的融資の返済の猶予、中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力向上のために法人税からの税額控除・固定資産税の軽減、社会保険料の



軽減措置、消費税の一定期間の減税など事業者の負担を軽減するとともに労働者の可処分所得を実質的に増やすことなど直接的な施策を強く求める。また「パートナーシップ構築宣言」等を通じた取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業庁が実施する施策や中小企業・小規模事業者の負担を直接的に軽減する方策の推進を図っていくことも重要である。

については、各機関が一層連携を深め、中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引上げが可能となる環境整備を図るため、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」をハード・ソフト両面から着実に講じること、以上を強く求めるものである。

なお、使用者代表委員から、次の意見が述べられた。

本年度の中央目安小委員会報告書で示された7つの理由の根拠が明確でなく、地方の実情を考慮しないこの報告書に事実上拘束されて審議されたことは地方最低賃金審議会の存在意義がなくなり、次年度も引き続き同様な審議が行われるようであれば、地方審議会に決定責任を転嫁するのではなく、中央で全て決定していくべきである。また、新型コロナウイルス感染症が急拡大している事態においても引上げ額や日程についての配慮がなく審議が進められ非常に遺憾である。



## 別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
京都府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 937円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

